

令和 8年3月19日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

4月の「もっけん」たより

◎ 令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は次に掲げる額のうち、いずれか少ない額がその者の標準報酬月額となります。

なお、適用期間は令和8年4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

1. 被保険者の資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額。
2. 令和7年9月30日における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（380,000円）。

お知らせ

けんぼれんあいち健康ウォークWEB版のご案内



加入者の皆さまの健康保持・増進を目的とした、健保連愛知連合会主催のWEBコンテンツ「けんぼれん東海地区 健康ウォークWeb版」が開催されます。詳細につきましては、当健保組合ホームページ (<https://mokusai-kenpo.or.jp>) のトップページ「お知らせ」欄に掲載しております。皆さまの健康づくりにぜひご活用ください。

お知らせ

ボウリングの利用補助についてのご案内



ボウリング2ゲーム+貸靴代が無料で
ご利用いただけます

今年度も複合型施設「ディグワールド名古屋」（名古屋市中川区松重町4-35タイナック名駅南ビル7F）でのボウリング利用補助を実施させていただきます。

ご利用の申し込みにつきましては、別紙「ボウリング利用補助券の交付について」をご覧ください。